

全国港湾Fax通信

No.....

| | |
|---------------------------|---------------------|
| (公・事・取扱注意・親展)(写) | (発番) 全国港湾 20FAX第51号 |
| (宛先) | 202年 1月14 日 時 分 |
| 各 四役・中央執行委員・地区港湾議長(委員長) 殿 | (発信者) |
| (件名) | 全国港湾書記局 |

1/13 非効率石炭火力発電施設削減政策に係るエネ庁交渉の経過について

(本文)

全国港湾と港運同盟は、非効率石炭火力発電施設削減政策に関して、資源エネルギー庁に対する申し入れと協議を行った。協議では、政府の政策によって雇用問題が起きるとの強い懸念を主張し、今後もこのような協議を継続することを確認して終了した。

協議経過について、下記の通り報告する。なお、この協議は、20秋年末行動で取り組んだ国交省・厚労省交渉において、雇用確保と事業継続の観点から申し入れを行った経過をふまえ、国交省港湾経済課、厚労省建設港湾対策室も協議に同席した。また、この協議を行うに当たっては、国交省は港運事業を、厚労省が港湾労働を所管する立場から、組合の懸念についてエネ庁に事前レクを行うなどの尽力があったことを付記する。

記

1. 概要

(1) 日 時 21年1月13日(水)10:00~11:20

(2) 場 所 経済産業省別館会議室

(3) 参加者 資源エネルギー庁：小川(電力基盤整備課長)、望月(同係長)

全国港湾：真島、竹内、遠藤、玉田、鈴木(龍)、松永、岡部、松谷

港運同盟：日吉、横山

国交省港湾経済課：谷口(港湾経済課長)、他1名

厚労省建設港湾対策室：福岡(対策室長)、他1名

(4) 経過概要

① 別添の「質問及び要望書」を手交し、エネ庁としての考え方を聞いた。

② エネ庁は、年度末までに削減予定計画を策定すること、この政策にかかわっての港湾の実情を知りたいこと、設備削減は電力事業者であり地元や関係者との協議も事業者で対応することなどを質問書に沿って回答した。

③ 組合側は、政策によって雇用と事業基盤に影響を与えることになり、電力事業者任せでは雇用は守れないとことなどの実情を紹介しつつ、政策によって発生した問題に対して

は政府を挙げて責任ある対応を進めるべきと強調した。

- ④ 協議のまとめに当たって、このような協議を継続していくことを確認した。

2. 協議経過について

- (1) エネ庁は、次の通りの現況を報告した。

- ① 温暖化・地球環境保護の観点から、非効率石炭火力発電施設の削減計画を取り組んでおり、「2030 年にフェードアウト」を目標にしている。
- ② その際、地元経済や雇用への影響についても十分に考慮し、個々の事情を聴いて検討するよう大臣から支持を受けている。
- ③ その点で、皆様の意見を十分に聞きたいし、港湾の状況を教えていただきたい。

- (2) 組合側の主張点は要旨次の通り。

- ① 地球環境の保護、脱炭素社会の実現ということに異論はないが、問題は、電力施設の削減で、港湾労働者の雇用が失われること、港運事業者の雇用基盤が揺らぐことになることに強い懸念を持っている。
- ② 本来は港運事業者が動くべきだが、組合として「雇用問題」は看過できるものではなく、政府の政策によって雇用不安が生まれるわけであり、政府の責任で雇用を保証する政策を同時に持つべきである。
- ③ 石炭にかかわる港湾での業務は多岐にわたり、直接的には 1 万人、関係業務を入れると倍にも 3 倍にも膨れ上がる。雇用不安が広がっている。こうしたことに国交省や厚労省とは協議してきているが、直接的な政策官庁であるエネ庁と情報交換をしていくことが重要と考える。

- (3) 「質問及び要望書」についてエネ庁は次の通り回答した。

- ① 法律を変えて「〇〇年にはゼロにする」というような歐州のやり方と異なり、日本では、発電効率を上げることと非効率設備の削減を電力事業者の判断で進める政策をとっている。その目標が 2030 年としている。
- ② したがって、公的な場を設定して全国津々浦々で聞くことは考えていないが、電気事業者による地元や関係者との説明などは個々の事業者が進めていくことになる。
- ③ パブリックコメントについては、現在は検討していないが、政策方向が確定していく過程で求めていくことにはなろう。
- ④ 地元の事業者からは話が出ていない、或は情報がないという指摘であるが、電力事業者として先行きが見えていないので説明できないのではないか。見通しが立てば、説明ができるいく。

- (4) 組合側は、要旨次の通り反論・主張を行った。

- ① 国家による政策の結果で雇用不安が生まれるわけであり、政策当事者の責任は重大であるし、電力事業者からの港運事業者が説明を受けても「業務上の力関係」があつて対等な話し合いができるとは思えない。
- ② 港湾運送事業者と港湾労働者の危機感を、計画を検討している審議会の議論に反映させることを強く求める。計画ができた段階で、政策をふまえた事業展開は「民・民の契約だから政府はあずかり知らぬ」と言われ続けてきたのがこれまでの経験であり、これを繰り返すわけにはいかない。

- ③ エネ庁・国交省・厚労省、そして組合という枠組みでの協議の継続を強く求めたい。
同時に、この協議の中で「雇用対策」ができるようなことを検討されたい。
- (5) 以上の結果、次の確認を行った。
- ① 労働組合からの要望を計画の審議についてどう反映させるかは、現在の政策立案の機構からは困難であるが、エネ庁としては、皆さんとの声に耳を傾ける。
 - ② 今後もこのような協議を続けることには同意する。
 - ③ 組合側として、今後の本政策の立案に係るワーキング委員会、もしくは審議会において組合側の意見や主張などが反映されるよう、全国港湾と港運同盟として意見書(仮称)を提出する用意があり、これを受け入れるよう申し入れた。また、日港協に対しても組合側の考え方と同様の主旨で措置するよう求めていくので対応されたいと申し入れた。

以上

＜添付＞ 石炭火力発電休廃止政策に対する質問及び要望書

2021年1月13日

資源エネルギー庁
電力基盤整備課 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木 公廣
全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 日吉 正博

石炭火力発電休廃止政策に対する質問及び要望書

1. 政府のCO₂削減に向けた政策の大まかな工程等はあるのか。
また、本政策に係る法案審議等はあるのか。
政策を進めるにあたって、物流関係（特に港湾運送）事業者や地域関係者への説明の場はあるのか。
2. 石炭火力発電所の休廃止は誰が判断するのか？
電力会社の判断なのか。
現時点では港湾事業者への休廃止計画の説明のある所とない所がある。
3. 休廃止政策には港運事業の維持継続対策や雇用対策はあるのか？
だれが責任を持つのか？
経産省は「雇用対策は厚労省」と言っているが。一般的な雇用対策ではないのか。
4. バルク戦略港湾への影響は？
5. 代替エネルギー政策は？

なお、引き続き港湾労組との継続的に協議を行われたい。

以 上